

令和7年度第1回

函館市情報公開・個人情報保護審査会会議録

開催日時	令和7年（2025年）10月27日（月曜日）午後4時00分
開催場所	函館市役所本庁舎8階 第1会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況 (報告) (公開) 3 その他 (公開)
出席委員	荒木 知恵 委員, 伊藤 泰 委員, 河野 正樹 委員, 永盛 恒男 委員, 船木 隆行 委員
欠席委員	
事務局の出席者の職氏名	総務部文書法制課長 野呂 健尚 総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀 総務部文書法制課主事 須田 成美
傍聴者	なし

事務局	<p>(開会午後4時00分)</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから、函館市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。会長、副会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、審査会委員への御就任にあたりまして、快く御承諾をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の情報公開制度および個人情報保護制度の運用にあたりまして、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。委員の皆様におかれましては、今後とも制度の適切な運用に、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>本審査会の委員の任期は、2年となっております。前期間の任期が令和7年6月25日までとなっておりますので、改めまして、令和7年6月26日付けで、御委嘱申し上げたところでございます。</p> <p>それでは、お手元にお配りしております委員名簿によりまして、あらためて、委員の皆様の御紹介申し上げます。</p> <p>(委員の紹介)</p> <p>それでは、次に議事の1会長および副会長の選出に移らせていただきます。函館市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項に、会長および副会長は、委員の互選により定めると規定しておりますので、差し支えなければ、委員の皆様方の御推薦によりまして、決定したいと存じますが、この方法でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、会長および副会長の推薦を受けたいと思っておりますが、御発言はございますでしょうか。</p>
船木委員	<p>会長には永盛委員を、副会長に荒木委員を再び推薦させていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>ただいま、会長に永盛委員、副会長に荒木委員との御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がないようですので、会長は永盛委員に、副会長は荒木委員に決</p>

	<p>定させていただきます。</p> <p>それでは、永盛委員、荒木委員には、恐れ入りますが、会長と副会長席にそれぞれお移り願いたいと思います。</p> <p>(それぞれの席に移動)</p> <p>それでは、これからの議事運営につきましては、函館市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となって進めていただきますので、永盛会長よろしくお願いいたします。</p>
永盛会長	<p>ただいま、函館市情報公開・個人情報保護審査会の会長に選任いただき、ありがとうございます。重責ではございますけれども、精一杯務めさせていただく所存でございます。今後とも当審査会につきましては、委員の皆様方の御協力を心からお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、荒木副会長の方からも御挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
荒木副会長	<p>荒木です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
永盛会長	<p>本日の会議の議題でございますけれども、情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況の報告、およびその他がございます。審議に入る前に、事務局の方から本日の資料の確認をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料の確認)</p>
永盛会長	<p>資料の確認が終わりましたので、審議に入りたいと思います。それでは、次第に則りまして、議題2の情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況について、事務局から御報告いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>(制度の利用等の状況について説明)</p>
永盛会長	<p>何かお気付きの点ですとか、質問等ございますでしょうか。</p> <p>令和6年度、情報公開コーナーを利用した人は862人であったと書いてありますが、この数字はどのように推移しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年度が631人でございます。公開請求自体の件数や人数は、年々増えている状況でございます。</p>
永盛会長	<p>利用者も公開請求も増えているのですね。増えているということは良いことだと思います。人口は減っておりますが、市政に関心をもっているのだと思います。</p>

	<p>実施機関別請求件数では、市長が2, 150件と多いのは分かりますが、教育委員会が121件と突出して多いのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年度も120件でほぼ同数となっています。</p>
永盛会長	<p>これは市立の小学校と中学校、高校のことですよね。</p>
事務局	<p>教育委員会の事務局の保有文書の請求が多いです。学校に限った請求ではありません。</p>
永盛会長	<p>委員からは何かございますか。</p>
各委員	<p>特にありません。</p>
永盛会長	<p>それでは格別意見はないようですので、終わります。</p>
河野委員	<p>それでは、次に委員の皆様から何かございますか。</p>
事務局	<p>今回、函館市個人情報保護制度の手引きが資料としてありましたけれども、情報公開条例の方の手引きはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>以前にお配りしたのから変わっていないので、お配りしておりません。個人情報保護制度の手引きについては、以前条例だったときにお配りしておりましたが、今回法律の適用となったものをお配りいたしました。</p>
荒木副会長	<p>情報公開条例の手引きの最新版は何年度のものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和6年度版です。</p>
永盛会長	<p>他に何かございますか。</p>
	<p>格別ないようですので、これをもちまして審査会を終了したいと思います。</p>
	<p>次回もまたよろしくお願いたします。ありがとうございました。 (閉会午後4時20分)</p>